○一般財団法人千葉県環境財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、一般財団法人千葉県環境財団(以下「当財団」という。）定款第15条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2)　常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。

(3)　非常勤役員とは役員のうち、常勤役員以外の役員をいう。

(4)　評議員とは、定款第12条に置かれる者をいう。

(5)　報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む,)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　当財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員には、別表常勤役員報酬月額表に基づき役員報酬を支給する。ただし、定款第29条第1項の規定により選任された役員のうち一般財団法人千葉県環境財団就業規程第49条に規定する定年(以下この条において「定年」という。）に達する前の職員から任命された常勤の理事（以下「職員出身理事」という。）の報酬については、定年に達するまでの間は、当該理事が財団の職員として勤務したとした場合に適用される一般財団法人千葉県環境財団職員給与支給規程（以下「給与支給規程」という。）の例による。

３　非常勤役員及び評議員には、評議員会及び理事会に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬及び費用を支給することができる。ただし、公務に従事する者には支給しない。

4　役員等には、賞与を支給しない。ただし、職員出身理事については、給与支給規定の例により支給する。

5　役員等には、退職金を支給しない。ただし、職員出身理事に対しては、60 歳を超えて理事を辞任した場合にあっては、60 歳に達したときの属する年度の末日に退職手当を支給し、60 歳に達する前に辞任した場合にあっては、当該辞任をした日に退職手当を支給する。

6　次の各号の一に該当する職員出身理事には、前項後段の規定にかかわらず退職手当を支給しない。ただし、第２号に該当する者が禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

(1)　一般財団法人千葉県環境財団職員就業規程（以下「就業規程」という。）第70条の規定による懲戒の処分と同等の理由により解雇された場合

(2)　就業規程第47条の規定と同等の理由により解雇（就業規程第41条第１号に該当する場合を除く。）された場合

7　第５項の退職手当については、職員出身理事が 60 歳を超えて退職した場合にあっては当該職員出身理事が引き続き職員として勤務した場合で定年に達したとしたならば一般財団法人千葉県環境財団職員退職手当支給規程第４条の規定を適用して支給されることとなる額とし、60 歳に達する前に辞任した場合にあっては当該辞任の日までに職員として勤務した場合に同条の規定を適用して支給されることとなる額とする。

（報酬の額の決定）

第４条　当財団の常勤役員（職員出身理事を除く。）の報酬月額は、別表常勤役員報酬表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2　非常勤役員の報酬は、別表非常勤役員の報酬日額のとおり 30,000 円とする。

3　評議員の報酬は、定款第 15 条に定める金額の範囲内において、別表評議員の報酬日額のとおり 30,000 円とする。

（報酬の支給）

第５条　報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする一般財団法人千葉県環境財団給与支給規程（以下「給与支給規程」という。）に準ずる。

（費用）

第６条　当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

２　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、給与支給規程に準ずる。

（公表）

第７条　当財団は、この規程をもって、定款第23条第２項第２号に定める評議員に対する報酬等の支給の基準、同第34条に定める理事及び監事の報酬について公表するものとする。

（改正）

第８条　この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補足）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則（平成24年3月26日）

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（別表）

１　常勤役員報酬月額表

（単位：円）

号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額
1	300,000	11	400,000	21	500,000	31	600,000	41	700,000
2	310,000	12	410,000	22	510,000	32	610,000	42	710,000
3	320,000	13	420,000	23	520,000	33	620,000	43	720,000
4	330,000	14	430,000	24	530,000	34	630,000	44	730,000
5	340,000	15	440,000	25	540,000	35	640,000	45	740,000
6	350,000	16	450,000	26	550,000	36	650,000	46	750,000
7	360,000	17	460,000	27	560,000	37	660,000	47	760,000
8	370,000	18	470,000	28	570,000	38	670,000	48	770,000
9	380,000	19	480,000	29	580,000	39	680,000	49	780,000
10	390,000	20	490,000	30	590,000	40	690,000	50	790,000
								51	800,000

２　非常勤役員の報酬日額

理事会及び評議員会出席の都度、報酬として１人一律３０，０００円

監事による監査業務等についての報酬として１人一律３０，０００円

３　評議員の報酬日額

評議員会出席の都度、報酬として１人一律３０，０００円

○一般財団法人千葉県環境財団職員給与支給規程

（趣旨）

第１条　この規程は、一般財団法人千葉県環境財団に勤務する職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、「給与」とは、給料及び手当をいい、手当の種類は、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、職務手当、夜間勤務手当、遠隔地勤務手当、資格手当及び賞与とする。

（給料）

第３条　給料は、一般財団法人千葉県環境財団就業規程（以下「就業規程」という。）第６条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

（給料表等）

第４条　一般財団法人千葉県環境財団組織規程（以下「組織規程」という。）第６条に規定する職にある者（以下「職員」という。）に適用する給料表は、別表第１のとおりとし、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に格付けし、職員に給料を支給しなければならない。

２　前項の給料表の職務の級の格付けの基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第２のとおりとする。

３　第１項に定める格付けは、毎年４月１日に実施するものとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第５条　職員を新たに採用し、又は昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、採用し、又は昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

２　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第３に掲げる号給を基準としてその者の学歴、経験年数、採用しようとする職務に応じて理事長が決定する。

３　職員の昇給は、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数については、経営状況を勘案し、１号給から４号給の範囲内でその都度理事長が決定するものとする。

（昇給延伸及び復職時の調整等）

第６条　前条第４項の規定にかかわらず、職員に育児休業、部分休業又は看護休暇の期間がある場合には、その期間に応じて昇給の号給を調整するものとする。

２　育児休業・部分休業又は看護休暇中の職員が、通常の勤務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、理事長はその者が通常の勤務に復するに至った日以後の最初の４月１日に昇給の号給を調整することができる。

（給料の支給方法等）

第７条　給料は、毎月１回その月の分を21日に支給する。ただし、その日が日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日でない日に支給する。

２　新たに職員となった者及び昇給、昇格等により給料額に異動を生じた者の給料の支給は、その日から起算しその月の勤務日数に対し日割計算の方法による。

３　職員が退職し、又は死亡したときは、その日までの給料を前項の規定に準じて支給する。

（扶養手当）

第８条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)　配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。)

(2)　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子

(3)　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

(4)　60歳以上の父母及び祖父母

(5)　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

(6)　重度身心障害者

3　扶養手当の月額は前項第１号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については3,000円とし、同項第２号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については11,500円、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）についてはそれぞれ6,500円とする。

4　扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（通勤手当）

第９条　通勤手当は、通勤距離が片道２キロメートル以上あって次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関を利用し、その運賃等を負担する職員

(2)　通勤のため自転車その他の交通用具を使用することを常例とする職員

(3)　通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車その他の交通用具を使用することを常例とする職員

2　通勤手当の月額は、次の各号に掲げる区分による額とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員

千葉県職員の給与に関する条例(昭和27年条例第50号。以下「給与条例」という。）の規定の例により算出したその者の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2)　前項第２号に掲げる職員

ア　自転車を使用する職員(ウに掲げる職員を除く。）自転車の使用距離が片道５㎞未満である職員にあっては2,000円、片道５㎞以上10㎞未満である職員にあっては3,800円、その他の職員にあっては5,000円

イ　普通自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第３条に規定する自動車等のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等(自転車のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）別表第４に掲げる額

ウ　自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか２つを併せて使用する職員それぞれの片道の使用距離に応じ

てア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車等使用者(普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者)に係る額を超える場合にあっては、当該額

(3)　前項第３号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、第１号に掲げる額及び前号に掲げる額の合計額、第１号に掲げる額又は前号に掲げる額

(車両保管管理手当)

第９条の２　財団の承認を受け、財団の車両を通勤及び出張に使用し管理する職員に対し、月額6,000円の車両保管管理手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第10条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対し、勤務１時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の150)の割合により算出された額を時間外勤務手当として支給する。

２　正規の勤務時間外に勤務した時間外の合計が１箇月について、60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず勤務１時間につき、勤務１時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175)の割合により算出された額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第11条　就業規程第８条に規定する日に正規の勤務時間として勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対し、勤務１時間当たりの給与額の100分の135の割合により算出された額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第12条　正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その勤務した全時間に対し勤務１時間当たりの給与額の100分の25の割合により算出された額を夜間勤務手当として支給する。

(賞与)

第13条　賞与の支給については理事長が別に定める。

（職務手当）

第14条　管理又は監督の地位にある次に掲げる職員に、職務手当を支給する。ただし、事務取扱い又は兼務の職については、支給しない。

部長又は次長の職にある者	80,000円
課長（所長）の職にある者	70,000円
副課長（所長代理）の職にある者	60,000円

（住居手当）

第15条　住居手当は、借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員及び自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に、次に掲げる住居手当を支給する。

(1)　自ら居住するための住宅(借間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている職員

ア　家賃の額が、月額16,000円を超え、27,000円以下の家賃を支払っている場合

家賃の額から16,000円を控除した類

イ　家賃の額が、月額27,000円を超える家賃を支払っている場合

11,000円に家賃の額から27,000円を控除した額の２分の１の額を加算した額（その差額の２分の１が17,000円を超えるときは17,000円）

(2)　自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員

月額4,300円

（遠隔地勤務手当）

第15条の２　職員のうち、現居住地より通勤困難と認める勤務地に、30日以上の長期に亘り、滞在勤務する者に対して、１日につき5,000円の遠隔地勤務手当を支給する。

２　前項に該当する職員が、同居している配偶者（職員に配偶者がない場合にあっては同居する18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子）と別居し、単身で生活することとなった場合は１日につき1,000円を加算して支給する。

３　前２項の支給に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

（資格手当及び特殊勤務手当）

第16条　職員のうち、職務の遂行に必要な資格、免許等の取得者及び特殊な勤務に従事する者に対しては、手当を支給する。

２　資格手当の種類とその支給額は、別表第５のとおりとする。

３　殊勤務手当の種類とその支給額は、別表第６のとおりとする。

４　資格手当は、資格、免許等の取得届出のあった月の翌月から支給する。

５　特殊勤務手当の支給については、その勤務を命ぜられた職員に対し第７条の規定により支給するものとする。ただし、職員が２以上の特殊勤務手当の支給を受けることができることとなった場合の手当額は、当該手当のうち最も高い額の手当の額をもって、その者に支給する特殊勤務手当の額とする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出、給与の減額及び手当の支給方法）

第17条　勤務１時間当たりの給与額の算出及び給与の減額の方法並びに第８条から第15条までに規定する手当の支給方法等については、給与条例に準ずる。

（休職者の給与）

第18条　就業規程第44条第１項第１号及び第２号の規定により、休職を命ぜられたときにおける休職期間中の給与の支給は、給与条例に準じて行う場合を除き、休職期間中、給料の３分の１を支給することができる。

２　同規程第44条第３号の規定により、休職を命ぜられたときにおけるその休職期間中の給与の支給は、その事由等を考慮し、その都度理事長が別に定める。

（育児休業及び部分休業中の給与）

第19条　育児休業期間については、給与は支給しない。

２　部分休業により勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、第17条の規定による勤務１時間当たりの給与を減額して支給する。

（看護休暇中の給与）

第20条　看護休暇により勤務したかった場合には、勤務しなかった時間に係る給料を減額して支給する。

２　減額される給与以外の手当については、給与条例に準じ支給することができるものとする。

（嘱託等の給与）

第21条　組織規程第７条に規定する者の給与は、その職務の内容、勤務態様を考慮して、理事長が別に定める。

（補則）

第22条　この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附則（平成 24 年 3 月 26 日）

（施行期日）

１　この規程は、一般財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（職務の級の切替）

２　平成24年3月31日に在籍し、平成24年4月1日(以下「切替日」という。）に新たな給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級は、その者の切替日に対応する職務の級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替）

３　平成24年3月31日に在籍し、新たな給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。）は、平成24年3月31日に格付けされた号給の額に対応する新号給とする。ただし、権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附則（平成 26 年 5 月 27 日）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 25 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 28 日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年度における扶養手当に関する特例）

平成29年4月1から平成30年3月31日までの間は、第8条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者」については、10,000円、「扶養親族である子」については、8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、「扶養親族である父母等」については、6,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）とする。

附則（平成 30 年 3 月 28 日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 25 日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 27 日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和 5 年 3 月 28 日）

１　この規程は、令和5年4月1日から施行する。

２　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に70/100を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。ただし、権衡上必要と認められる場合は、給料月額に必要な調整を行うことができる。

３　特定日に他の職に降任された職員であって、当該他の職への降任された日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に70/100を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則2項の規定により、当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

附則（令和６年３月 26 日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

但し、第９条の２の規定については令和6年5月1日から施行する

附則（令和７年３月 25 日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第１（第４条）

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100

49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400	386, 600			
95		299, 700	347, 800	387, 000			
96		300, 100	348, 200	387, 400			
97		300, 300	348, 400	387, 700			
98		300, 600	348, 800				
99		301, 000	349, 200				

100		301, 400	349, 500				
101		301, 600	349, 800				
102		301, 900	350, 200				
103		302, 200	350, 600				
104		302, 500	351, 000				
105		302, 700	351, 500				
106		303, 000	351, 900				
107		303, 300	352, 300				
108		303, 600	352, 700				
109		303, 800	353, 200				
110		304, 200	353, 600				
111		304, 600	353, 900				
112		304, 900	354, 200				
113		305, 100	354, 700				
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					
122		307, 600					
123		307, 900					
124		308, 200					
125		308, 500					

別表第２（第４条）
級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
１級	主事・技師
２級	主任主事・主任技師
３級	主査
４級	副課長・所長代理
５級	課長・所長
６級	次長
７級	部長

別表第３（第５条）
給料表初任給基準表

採用区分	学歴免許	初任給
上級	大学卒	１級 29 号給
中級	短大卒	１級 22 号給
初級	高校卒	１級 16 号給

別表第４（第８条）
普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4 km未満	2,000 円	2,000 円
4 km以上　6 km未満	4,100	4,100
6 km以上　8 km未満	5,060	4,100
8 km以上　10 km未満	6,020	4,100
10 km以上　12 km未満	6,980	6,500
12 km以上　14 km未満	7,940	6,640
14 km以上　16 km未満	8,900	8,900
16 km以上　18 km未満	9,860	8,900
18 km以上　20 km未満	10,820	9,130
20 km以上　22 km未満	11,780	11,300

22 km以上	24 km未満	12,740	11,380
24 km以上	26 km未満	13,700	13,700
26 km以上	28 km未満	14,660	13,700
28 km以上	30 km未満	15,620	13,700
30 km以上	32 km未満	16,580	16,100
32 km以上	34 km未満	17,540	16,100
34 km以上	36 km未満	18,550	18,500
36 km以上	38 km未満	19,610	18,500
38 km以上	40 km未満	20,670	18,500
40 km以上	42 km未満	21,730	20,900
42 km以上	44 km未満	22,790	20,900
44 km以上	46 km未満	23,850	20,900
46 km以上	48 km未満	24,910	20,900
48 km以上	50 km未満	25,970	20,900
50 km以上	52 km未満	27,030	20,900
52 km以上	54 km未満	28,090	20,900
54 km以上	56 km未満	29,150	20,900
56 km以上	58 km未満	30,210	20,900
58 km以上	60 km未満	31,270	20,900
60 km以上	62 km未満	32,330	20,900
62 km以上	64 km未満	33,390	20,900
64 km以上	66 km未満	34,450	20,900
66 km以上	68 km未満	35,510	20,900
68 km以上	70 km未満	36,570	20,900
70 km以上	72 km未満	37,630	20,900
72 km以上	74 km未満	38,690	20,900
74 km以上	76 km未満	39,750	20,900
76 km以上	78 km未満	40,810	20,900
78 km以上	80 km未満	41,870	20,900
80 km以上	82 km未満	42,930	20,900
82 km以上	84 km未満	43,990	20,900
84 km以上	86 km未満	45,050	20,900
86 km以上	88 km未満	46,110	20,900
88 km以上	90 km未満	47,170	20,900
90 km以上	92 km未満	48,230	20,900
92 km以上	94 km未満	49,290	20,900
94 km以上	96 km未満	50,350	20,900
96 km以上	98 km未満	51,410	20,900
98 km以上	100 km未満	52,470	20,900
100 km以上		53,530	20,900

別表第５(第16条第２項)

種類	左記の根拠法又は認証団体	支給額(月額)	備考
環境計量士	計量法	6,000 円 又は、3,000 円	計量士登録者で計量管理者として専任された者 6,000 円 上記以外 3,000 円
放射線取扱主任者	放射線障害防止法	4,000 円 又は、2,000 円	第１種又は第２種放射線取扱主任者免状(一般)取得者で放射線取扱主任者として専任された者 4,000 円 上記以外 2,000 円
作業環境測定士	作業環境測定法	3,000 円 又は、1,500 円	作業環境測定士登録者で 作業環境測定者として専任された者 3,000 円 上記以外 1,500 円
技術士	技術士法	6,000 円	技術士登録者で技術士として専任された者
臭気判定士	悪臭防止法	3,000 円 又は、1,500 円	臭気判定士免状取得者で 臭気判定士として専任された者 3,000 円 上記以外 1,500 円
測量士	測量法	4,000 円 又は、2,000 円	測量士登録者で測量士として専任された者 4,000 円上記以外 2,000 円
シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）	(一社)建設コンサルタント協会	5,000 円	ＲＣＣＭ登録者でＲＣＣＭとして専任された者
土壌汚染調査技術管理者	土壌汚染対策法	4,000 円 又は 2,000 円	土壌汚染調査技術管理者登録者で土壌汚染調査技術管理者として専任された者 4,000 円上記以外の者 2,000 円
地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会	3,000 円 又は、1,500 円	地質調査技師登録者で業務に専任された者 3,000 円 上記以外 1,500 円
生物分類技能検定合格者	一般財団法人自然環境研究センター	3,000 円 又は 1,500 円	生物分類技能検定２級以上の取得者で業務に専任された者 3,000 円上記以外の者 1,500 円
環境大気常時監視技術者	公益社団法人日本環境技術協会	3,000 円 又は、1,500 円	環境大気常時監視技術者の専門技術者以上の登録者で業務に専任された者 3,000 円上記以外の者 1,500 円

別表第６（第16条第３項）

<table>
<tr><th>種　　類</th><th>支給額(日額)</th><th colspan="2">備　　考</th></tr>
<tr><td>公害調査等作業手当</td><td>290 円</td><td colspan="2">ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発生する場所又は河川、海域等における船舶の使用及び危険と認められた場所での調査、採水等の作業に従事したとき。</td></tr>
<tr><td>毒物劇物等取扱作業手当</td><td>280 円</td><td colspan="2">毒物、劇物等を使用して検査、化学分析、試験、加工、病害虫防除等の作業に従事したとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高所作業手当</td><td>340 円</td><td rowspan="2">理事長の指定する危険なが け又は高所で行う監督、測量等の作業に従事したとき。</td><td>勾配 45 度以上
高さ 16m 以上</td></tr>
<tr><td>280 円</td><td>勾配 45 度以上
高さ 10～16m</td></tr>
<tr><td>夜間作業等手当</td><td>320 円</td><td colspan="2">夜間現地における騒音、振動、交通量、水質・水量等などの調査及び検査又はこれらの監督のための作業に従事したとき。</td></tr>
</table>